

第60回定時株主総会の招集に 際しての電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2022年2月21日から2023年2月20日まで)

株式会社 **瑞光**

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① 「取締役会規程」「役員規程」「コンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底する。
- ② 取締役会等を通じて取締役に積極的に発言を行わせることにより監督機能を整備し、また、社外取締役を複数名選任することにより、強固な監督機能を具備する。
- ③ 監査役及び監査役会により、取締役の職務執行に対する監査等を実施する。
- ④ 定期的に社外取締役と社外監査役は、常勤監査役と意見交換会を開催し、重要事案に関する情報共有を行う。
- ⑤ 知財法務部が事務局となり、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況の管理に取り組むとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成し、法令及び文書管理規程等に従い、取締役会事務局により適切に保存する。また、各種決裁事項に関する稟議書等についても、担当部署により法令及び文書管理規程等に従い適切に作成・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 総務課が事務局となり、リスクマネジメント委員会を設置し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。
- ② 各重要リスクについては経営会議に提起し、対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、事業戦略的に改善を推進する。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ① 「稟議規程」の運用、各部門長への権限委譲の徹底、経営会議の開催、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステム整備により、意思決定の迅速化を図る。
- ② 「年間見通し」「中期計画」等を策定し、月次決算においてその進捗状況を確認・検証のうえ、速やかに対策を立案・実行する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会は、「瑞光グループ倫理方針」等の社内規程やコンプライアンス順守の取り組み、全社員向け研修をはじめとする各種の啓発活動を行う。
- ② 「内部統制監査」等の実施、各種通報制度の運用を通じて不正行為の早期発見に努める。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「瑞光グループ倫理方針」及び「稟議規程」の運用、グループ横断的な職能規程の整備、グループ子会社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による定期的な「内部統制監査」の実施、目標の共有化及び通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ子会社に周知するとともに、子会社との間で適切な情報伝達等を行う。
- ② 上記各体制のもとそれぞれの地域の責任者が主体となり、当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

職務補助者（監査役スタッフ）の設置については、監査役と取締役会が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査役スタッフとして配置するものとする。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役の職務の補助を行う。
 - ② 監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と人事課が事前協議のうえ実施する。
- (9) 当社及び子会社の取締役並びに使用人等が当社監査役に報告をするための体制
- ① 当社及び子会社の取締役並びに使用人等が、各社の監査役主催の定例会等において業務の運営や課題等について報告するとともに、監査役に対して取締役会及び重要会議へ出席することを要請して適宜報告する。また、子会社の監査役は、各社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告する。
 - ② 「監査役通報システム」によって、会計及び監査における不正や懸念事項について、当社及び子会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築する。
- (10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請する。また、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (11) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
- ① 「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上する。
 - ② 緊急または臨時に支出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
 - ③ 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意する。監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、会計監査人との連携を図る。
 - ② 「内部監査室」を設置し、毎月の報告・連絡会を実施する。なおそれらの人事事項は、監査役の同意を必要とする。
 - ③ 当社監査役と子会社の監査役との連携を図るために、子会社の監査役は当社常勤監査役に対し適宜報告する。
 - ④ 各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力する。
 - ⑤ 監査役は、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。
 - ⑥ 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
- (13) 反社会的勢力排除に関する基本方針
- ① 取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ② 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。
 - ③ 反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法等を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施をとおして、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。
- (注) グループ子会社とは、会社法上の子会社をいう。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

さらに、内部監査室は独立した観点から定期的の実査を中心として監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等がないよう監視しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 2月21日から
2023年 2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の 包括利益 累計額
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
当連結会計年度期首残高	1,888,510	2,765,633	25,015,764	△591,929	29,077,978	914,729
会計方針の変更による 累積的影響額			192,004		192,004	
会計方針の変更を反映した当連 結会計年度期首残高	1,888,510	2,765,633	25,207,769	△591,929	29,269,983	914,729
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△476,304		△476,304	
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,665,065		2,665,065	
自己株式の処分		32,086		13,919	46,006	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)						△109,862
当連結会計年度変動額合計	—	32,086	2,188,760	13,919	2,234,767	△109,862
当連結会計年度末残高	1,888,510	2,797,720	27,396,530	△578,009	31,504,751	804,866

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,165,229	1,111,990	1,921	863,410	114,263	30,055,652
会計方針の変更による 累積的影響額						192,004
会計方針の変更を反映した当連 結会計年度期首残高	△1,165,229	1,111,990	1,921	863,410	114,263	30,247,657
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△476,304
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,665,065
自己株式の処分						46,006
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	—	751,004	△2,064	639,077	△33,061	606,016
当連結会計年度変動額合計	—	751,004	△2,064	639,077	△33,061	2,840,783
当連結会計年度末残高	△1,165,229	1,862,995	△143	1,502,488	81,201	33,088,441

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	瑞光（上海）電気設備有限公司 株式会社瑞光メディカル ZUIKO INC. ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED ZUIKO EUROPE GMBH 株式会社ZUIKO INNOVATION CENTER

(2) 非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である瑞光（上海）電気設備有限公司、ZUIKO INC.、ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.、ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.、PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA、ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED及びZUIKO EUROPE GMBHの決算日は12月31日であります。連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

連結子会社である株式会社瑞光メディカル及び株式会社ZUIKO INNOVATION CENTERの決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

原材料及び貯蔵品、商品及び製品

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～42年

機械装置及び運搬具 2～17年

② リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 製品保証引当金

無償保証に係る製品保証に備えるため、過去の発生実績率に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期における従業員の平均残存勤務年数期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 一定の期間にわたり充足される履行義務

一定の期間にわたり充足される履行義務については、主に生理用ナプキン製造機械及び紙おむつ製造機械等の製造販売が含まれ、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 一時点で充足される履行義務

一時点で充足される履行義務については、主に生理用ナプキン製造機械及び紙おむつ製造機械等の部品の製造販売や一部の製造機械が含まれ、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等については工事進行基準を、その他については工事完成基準及び出荷基準を適用して収益を認識していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が1,669,836千円、売上原価が1,387,106千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ282,730千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が192,004千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 9,896,548千円
(うち期末時点において進行中の金額 9,040,881千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事原価総額の見積りには実行予算を使用しております。当該実行予算には材料費、労務費、外注費等が見積りが含まれており、労務費については、案件の仕様、過去の類似案件における原価発生状況を勘案し、責任者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、顧客要望による仕様変更、災害等による施工の遅延、予期しない不具合等の発生により、工事原価総額の見積りに見直しが生じる場合があります。翌連結会計年度の連結計算書類において、売上高の金額に影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,904,310千円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法により算出

再評価を行った年月日 2002年2月20日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△652,521千円

V. 連結損益計算書に関する注記

特別利益

鳥飼本町工場を売却し、固定資産売却益として156,374千円を計上しております。

当社が保有する投資有価証券を売却し、投資有価証券売却益として280,480千円を計上しております。

子会社である瑞光（上海）電気設備有限公司が黄山富田精工智造股份有限公司からの受取和解金として789,750千円を計上しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

28,800,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月17日 定時株主総会	普通株式	262,893千円	10円00銭	2022年2月20日	2022年5月18日
2022年10月3日 取締役会	普通株式	213,411千円	8円10銭	2022年8月20日	2022年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	450,556千円	17円10銭	2023年2月20日	2023年5月19日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
2016年新株予約権	普通株式	16,400株
2017年新株予約権	普通株式	21,200株
2018年新株予約権	普通株式	22,000株
2019年新株予約権	普通株式	24,000株
2020年新株予約権	普通株式	19,200株

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金用途や調達環境等を勘案し調達手段を決定するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券に含まれる株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

破産更生債権等は、受取手形、売掛金及び契約資産の営業債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であり、個別に回収可能性を定期的に把握する体制としております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来いたします。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来いたします。

長期未払金には、営業取引から生じた特定の取引先に対する長期の金銭債務が含まれており、支払日は連結決算日後、最長で6年後であります。また、役員退職慰労金の打切支給に係る債務も含まれており、当該債務は各役員の退職時に支給する予定であります。

リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で3年後であります。

社債及び長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,030,961	14,030,961	—
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産	10,027,238	10,027,238	—
(3) 電子記録債権	817,610	817,610	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,309,582	1,309,582	—
(5) 破産更生債権等（※） 貸倒引当金	12,151 △12,151	12,151 △12,151	— —
	—	—	—
資産計	26,185,392	26,185,392	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,025,841	2,025,841	—
(2) 電子記録債務	2,746,077	2,746,077	—
(3) 未払法人税等	321,904	321,904	—
(4) 社債	5,000,000	4,987,061	△12,938
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,750,000	2,641,333	△108,666
(6) リース債務(固定負債)	9,611	9,614	3
(7) 長期未払金	384,611	380,439	△4,172
負債計	13,238,046	13,112,272	△125,774

※破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	1,309,582	—	—	1,309,582
合計	1,309,582	—	—	1,309,582

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	14,030,961	—	14,030,961
受取手形、売掛金及び契約資産	—	10,027,238	—	10,027,238
電子記録債権	—	817,610	—	817,610
破産更生債権等	—	—	—	—
支払手形及び買掛金	—	2,025,841	—	2,025,841
電子記録債務	—	2,746,077	—	2,746,077
未払法人税等	—	321,904	—	321,904
社債	—	4,987,061	—	4,987,061
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	2,641,333	—	2,641,333
リース債務(固定負債)	—	9,614	—	9,614
長期未払金	—	380,439	—	380,439
合計	—	37,988,082	—	37,988,082

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(固定負債)

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

時価については、合理的に見積った支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
一時点で移転される財又はサービス	16,608,621
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,896,548
顧客との契約から生じる収益	26,505,170
その他の収益	—
外部顧客への売上高	26,505,170

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約資産	3,833,922	7,495,142
契約負債	3,569,089	2,009,487

(注) 連結計算書類上、契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に計上しております。

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,252円73銭
1株当たり当期純利益	101円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	100円76銭

株主資本等変動計算書

(2022年2月21日から
2023年2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,888,510	2,750,330	15,303	2,765,633	206,864	100,992	10,500,000	7,541,697	18,349,554
会計方針の変更による累積的影響額								197,066	197,066
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,888,510	2,750,330	15,303	2,765,633	206,864	100,992	10,500,000	7,738,764	18,546,621
当期変動額									
剰余金の配当								△ 476,304	△ 476,304
当期純利益								807,761	807,761
自己株式の処分			32,086	32,086					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	32,086	32,086	-	-	-	331,456	331,456
当期末残高	1,888,510	2,750,330	47,390	2,797,720	206,864	100,992	10,500,000	8,070,221	18,878,078

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△591,929	22,411,768	914,729	△1,165,229	△250,500	114,263	22,275,530
会計方針の変更による累積的影響額		197,066					197,066
会計方針の変更を反映した当期首残高	△591,929	22,608,835	914,729	△1,165,229	△250,500	114,263	22,472,597
当期変動額							
剰余金の配当		△ 476,304					△ 476,304
当期純利益		807,761					807,761
自己株式の処分	13,919	46,006					46,006
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 109,862	-	△ 109,862	△33,061	△ 142,924
当期変動額合計	13,919	377,463	△ 109,862	-	△ 109,862	△33,061	234,539
当期末残高	△ 578,009	22,986,299	804,866	△ 1,165,229	△ 360,363	81,201	22,707,136

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～38年

機械及び装置 2～17年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

無償保証に係る製品保証に備えるため、過去の発生実績率に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期における従業員の平均残存勤務年数期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務

一定の期間にわたり充足される履行義務については、主に生理用ナプキン製造機械及び紙おむつ製造機械等の製造販売が含まれ、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 一時点で充足される履行義務

一時点で充足される履行義務については、主に生理用ナプキン製造機械及び紙おむつ製造機械等の部品の製造販売が含まれ、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等については工事進行基準を、その他については工事完成基準及び出荷基準を適用して収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が801,238千円、売上原価が512,294千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ288,944千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高が197,066千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 10,033,785千円
(うち期末時点において進行中の金額 8,643,876千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結注記表「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記（工事契約における収益認識）」の内容と同一であります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,000,063千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,113,131千円

長期金銭債権 50,000千円

短期金銭債務 8,223千円

長期金銭債務 3,000千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法により算出

再評価を行った年月日 2002年2月20日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△652,521千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	3,038,177千円
(2) 仕入高	139,666千円
(3) 販管費及び一般管理費	200千円
(4) 営業取引以外の取引高	109,204千円

2. 特別利益

鳥飼本町工場を売却し、固定資産売却益として156,374千円を計上しております。

当社が保有する投資有価証券を売却し、投資有価証券売却益として280,480千円を計上しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

2,451,688株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
研究開発費	335,586千円
売上原価	108,873千円
賞与引当金	64,302千円
関係会社株式	51,150千円
研究開発資産	36,796千円
株式報酬費用	24,863千円
未払金	16,303千円
ソフトウェア	15,095千円
投資有価証券	10,313千円
役員賞与引当金	9,920千円
未払事業税	9,151千円
在庫評価損	5,098千円
賃借倉庫設備	4,883千円
貸倒引当金	3,720千円
長期未払金	2,388千円
その他	23,584千円
繰延税金資産小計	722,034千円
評価性引当額	△64,488千円
繰延税金資産合計	657,545千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△340,351千円
固定資産圧縮積立金	△44,571千円
その他	△5,569千円
繰延税金負債合計	△390,492千円
繰延税金資産の純額	267,052千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	瑞光(上海)電気 設備有限公司	所有 直接100%	役員の兼任 (4名)	製品の販売 (注1)	1,622,487	売掛金	1,430,429
				製品の購入 (注1)	5,268	買掛金	2,537
	ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	所有 直接100%	なし	製品の販売 (注1)	144,250	売掛金	438,666
				製品の購入 (注1)	2,272	買掛金	1,210
				資金の貸付 (注2)	193,875	短期貸付金	193,875
	ZUIKO INC	所有 直接100%	なし	製品の販売 (注1)	945,164	売掛金	1,540,161
製品の購入 (注1)				68,838	買掛金	—	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	和田 隆男(注1)	(被所有) 直接 0.88% 間接 13.66%	当社名誉顧問	顧問料(注2)	5,023	未払金	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 和田隆男氏は、当社取締役和田昇氏の実父であります。

(注2) 顧問料については、両者協議のうえで決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	858円72銭
1株当たり当期純利益	30円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	30円54銭